

別紙

諮問第1738号

答 申

1 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「行方不明者の捜索願い書、捜索の結果の〇〇の生死と所在場所」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年8月28日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、開示請求者が請求の対象としている文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年11月20日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年7月12日に実施機関から理由説明書を収受し、同年11月29日（第253回第二部会）及び同年12月20日（第254回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書

及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

本件開示請求は、特定の個人に関する検索願い書及び検索の結果に関する公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が検索願いの対象になったか否かに係る情報を明らかにすることになり、条例7条2号に規定する個人情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は審査請求書等において、本件不開示決定に関し、条例7条2号及び条例10条に該当せず、開示しないことは憲法に違背する旨主張する。

審査会が検討したところ、本件開示請求は、特定の個人の氏名を指定しており、本件請求文書の有無は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号の不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子